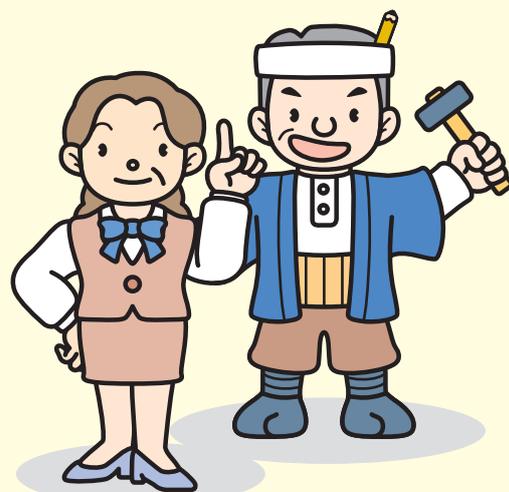


65歳までは現役です!!

急激な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として「**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律**」（**高年齢者雇用安定法**）の一部が改正されました。



平成25年4月1日
から施行されます。
現行の定年及び
継続雇用制度を
見直しましょう。



東京都労働保険事務組合連合会

〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19 番町ポンピアンビル3階
TEL : 03-3556-0920 FAX : 03-3556-0924
ホームページ URL : <http://www.rouhorentokyokai.org>
希望者全員65歳雇用確保達成事業 企画委員会

法改正のポイント I

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ① 65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置^(※)として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができます。

※高年齢者雇用確保措置とは（高年齢者雇用安定法第9条）

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止

- ②今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要になりました。

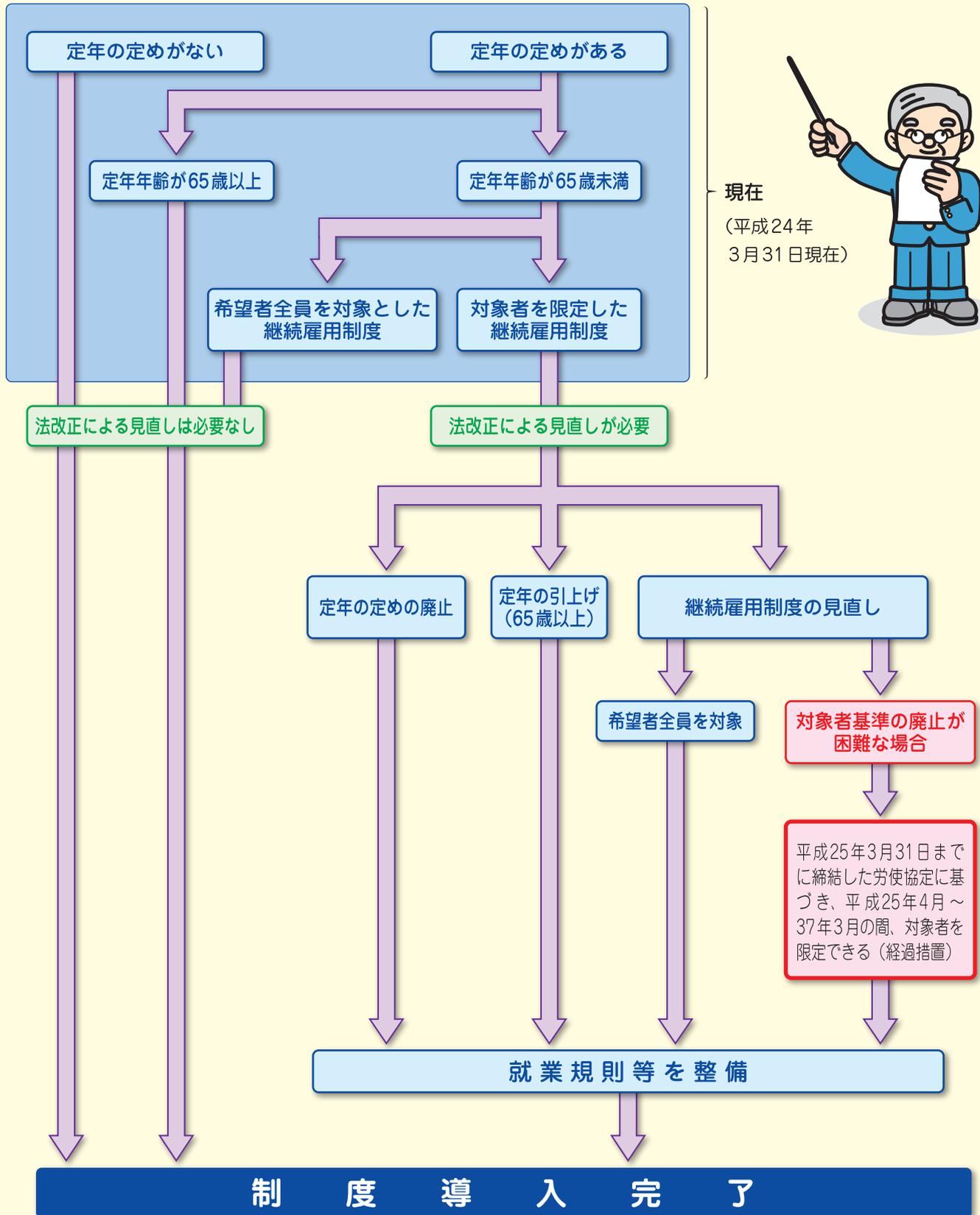
- ③ただし、次の経過措置があります。
平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合に限り、以下の区分で**基準を適用**することができます。



老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達した人

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して

「高年齢者雇用確保措置」導入までのフローチャート



法改正のポイント Ⅱ

2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業範囲の拡大

継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業範囲を「親会社」「子会社」「関連会社」などグループ企業まで拡大されます。

3. 義務違反の企業に対する公表規定導入

高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名が公表されます。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針が策定されます。

◆「中小企業定年引上げ等奨励金」について◆

平成25年3月31日までに、65歳以上への定年の引き上げ、定年制の廃止または希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度などの導入を行った中小企業事業主を対象に助成制度があります。

【お問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京高齢・障害者雇用支援センター
TEL 03-5638-2284 <http://www.jeed.or.jp/>



東京都労働保険事務組合連合会での事業主支援措置

改正高年齢者雇用安定法について事務組合委託事業主より電話による相談を受付けます。

相談日：平成24年12月7日、12月21日、
平成25年1月11日、1月25日、2月8日の各金曜日

相談時間：午後1時から4時まで
電話03-3556-0920（予約は不要です）